

鳥羽市ふるさと応援大使設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市にゆかりのある著名人を通じて本市の魅力を広く情報発信することにより、本市のイメージアップを図るため、鳥羽市ふるさと応援大使（以下「大使」という。）を置く。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 本市の歴史、文化、観光、特産品等の宣伝
- (2) 本市が実施する各種行事への協力
- (3) ふるさと納税の宣伝
- (4) その他大使の活動として市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 大使は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市出身又は本市にゆかりのある者であって、経済、文化、教育、芸術、スポーツ、芸能等の分野において活躍している者
- (2) 前号に掲げる者のほか市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱を受けた日から2年を経過した日の属する年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第5条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があったとき。
- (2) 大使として相応しくない行為があったとき。
- (3) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(報酬等)

第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、第2条に掲げる活動に伴う旅費その他市長が必要と認める経費を支給することができる。

2 市長は、大使に対して、その活動に資するため、次に掲げるものを提供する

ものとする。

(1) 名刺

(2) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。